
EUの歴史と将来

ヨーロッパはどこに向かうのか

遠藤 乾

Endo Ken

序

本論考は、現在の欧州連合（EU）が直面する政治的課題を歴史的文脈から検討し、その将来を考察するものである。具体的には、ドイツ問題と米ソ冷戦というヨーロッパ統合の歴史的な規定要因が、冷戦終結後四半世紀以上経過して、どのように変容したのかを要素ごとに分別することで跡づけ、現在のヨーロッパが、その制度的な資源に照らし合わせて、いかなる課題を抱えているのかを明らかにしたい⁽¹⁾。

1 歴史的規定要因としてのドイツ問題と米ソ冷戦⁽²⁾

ヨーロッパ統合は、19世紀以降のドイツの興隆と無縁ではありえない。それは、古代ギリシャ・ローマやシャルルマーニュ（中世ヨーロッパの基礎を築いたカール大帝時代）以来の長い歴史をもつと考えられないわけではないが、基本的には、19世紀に主権国民国家が確固たる地歩を築いたうえで初めて「統合」という課題が意識され、そのうえで20世紀半ばになってやっと制度化・具体化の道を歩んだのであり、ひとつには、ヨーロッパのど真ん中であって、力に満ち、時に波乱要因となったドイツという（統一しゆく）国家をどう広域秩序のなかに位置づけ直すのかという問題と分かちがたく結びついていたのである。

1950年のシューマン・プランで、石炭・鉄鋼という分野に絞って、いまで言うEUの制度的な形成が開始されたとき、その眼目はやはりドイツにあった。やや単純化してフランスの視点を前面に押し出せば、プラン起草者のジャン・モネ計画庁長官は、フランスの戦後復興を担うなかで、もともとそれなりに競争力のある鉄鋼業の発展を図るのに必要な石炭の確保を迫られることになるのだが、その供給先として目を付けたドイツの石炭を「共同管理」することが、フランスの復興・発展のためになり、その反面でドイツのそれを制御することにつながるという計算をしていたのである。

このドイツの国力の急速な回復は、フランスにとってリアルな脅威だった。のちに述べる冷戦要因と重ねあわせれば、アメリカはソ連（圏）との対抗上、西ドイツを支援し、その巨大な潜在的工業力を西側陣営のために使いたいと考えていたのであり、そのことを当代一のアメリカ通であるモネはよく知っていた。であるからこそ、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の設立により、ドイツ支援の行方を制御する必要があったのである。他方それをドイツの視点からみれば、この一見不利な取引を、アデナウアー首相は、西ドイツの国際社会への復帰の

論理のなかで受け入れた。言うまでもなく、ECSCは西ドイツにとって、戦後最初の、平等な立場での国際社会への参画となったのである。

同様の歴史は、時代を下ったドイツ統一時（1990年）にもみられよう。詳細はここでは省くが、通貨統合を謳ったマーストリヒト条約（1991年末合意）は、統一し強大化するドイツに対する保険でもあった。つまり、その政治的な起源をみればわかることだが、同条約は、それまでのボン共和国（西ドイツ）が最も誇りに感じていた安定通貨マルクとそれをつかさどってきた連邦中央銀行による通貨政策の策定を、単一通貨の下で「共有」させるよう、フランスやイタリアが求めたことに由来するのである。このドイツにとって苦渋に満ちた通貨統合への決断は、当時のコール西ドイツ首相やゲンシャー同外相により、「ドイツのヨーロッパ」でなく「ヨーロッパのドイツ」のなかで——すなわち広域ヨーロッパにつながれて統一ドイツが生きるという選択とともに——なされたわけである。もちろん、ドイツがそうする代わりに、マルクの安定を生んだのと同様のシステムを求め、中央銀行の独立や放漫財政への数々の歯止めを明文化させたのは言うまでもない。

ともあれ、伝統的なドイツ問題があらためて生起するごとに、それへの「解」として、ヨーロッパ統合という選択がなされてきたと言えよう。そして、上に挙げたタイミングが、冷戦の端緒や終焉といった時期と重なるのは、偶然ではない。ヨーロッパ統合は、ドイツ問題とともに、それと重なりながらも別途、何よりも米ソ冷戦の文脈のなかで具現化し、それによっても枠づけられてきたのである。

そもそもヨーロッパ統合は、ヨーロッパ人が自らの和解や平和のために自ら主導して実現した側面がないわけではないが、むしろアメリカに後押しされて進んだ色彩が濃厚である。冷戦を戦うアメリカにとって、西欧諸国が一体化することは、規模の経済を実現し、復興・成長を通じて、各国内の共産勢力を抑えながら、域外の東側諸国に対抗できるようになることを意味し、国益に資するものだった。それゆえに、実際に1940年代後半、フランスや西ドイツをはじめとした西欧諸国に対し、たびたび統合を促しつつけていたのである。付言すれば、その一体化はまた、マーシャル・プランによって援助先となっている西欧諸国が、バラバラでなく統合体として効率的に援助資金を使うとすることで、アメリカの議会（と納税者）を説得しやすくする機能をも持ちあわせていた。

この冷戦史の文脈において、軍事安全保障をつかさどる北大西洋条約機構（NATO）とECSC—EEC（欧州経済共同体）—EC（欧州共同体）とつらなるヨーロッパ統合とは、東側への対抗上、なくてはならない双子のような存在だった。と同時に、それらは、復興する西ドイツを抑える装置でもあり、言ってみれば、独ソの「二重の封じ込め」を共同して実行していたのである。

したがって、ECSC—EEC—ECが、冷戦構造に枠づけられていたのは、不可避なことだった。その特徴は以下の2つの点で具体的に現われていた。まず第1にそれは、地理的に西側に限定されていた。6カ国で始まり、その後加盟国の拡大を重ねたものの、冷戦期においては、西欧諸国しかメンバーになれなかったのである。そして第2に、それは機能的に、軍事安全保障をNATO（とアメリカ）に外部化し、主に経済分野に限定して進むことになる。

言うまでもないことであるが、1989—91年の冷戦終結とソ連消滅は、戦後のヨーロッパ統合が拠って立つ準拠枠組みを根底から揺るがすことになった。先に2点に絞れば、まずそれは、メンバーシップの変更に現われた。冷戦中、一応「中立」の構えをみせていたスウェーデン、フィンランド、オーストリアが1995年に加盟したのを皮切りに、2004年、2007年には旧東側諸国が計12カ国も加わり、「鉄のカーテン」を超えて、新生EU（1993年創設）は版図を大きく変えることになる。さらに、機能的に言っても、NATOとの棲み分けが以前ほど明確でなくなり、EU自身が安全保障分野に手を染めるようになる。

他方、冷戦の終結は、東西分断の下にあったドイツの統一をも含意した。これについては先述のように、統一し強大化するドイツを、EUの枠のなかで、とりわけ単一通貨によって位置づけ、それによってヨーロッパにつながとめる一方で、NATOのメンバーとし、それによって大西洋共同体の枠の下におくことになった。つまり、ドイツ問題はここにまだ生き長らえており、EUとNATOの双子の装置によりそれを封じ込めたと見えよう。

その後、冷戦後から21世紀にまたがるEUの歴史は、やや単純化すると、(i)加盟国拡大とそのマネジメント（拡大がもたらす遠心力に対して、「憲法」シンボルで結束を試み、意志決定をスムーズにするなど）、および(ii)単一通貨ユーロの創設と運営、という2軸を中心に展開した。そしてそれぞれ、拡大については、憲法条約のフランス・オランダの国民投票による否決を経て、リスボン条約（新基本法、2007年12月調印）が成立し、他方ユーロについては、2009年のギリシャに端を発したユーロ危機の末に財政条約・銀行同盟が成立するなど、両者ともに大きな危機を通じて、なんとか機能的な補填を積み重ねるに至っている。

次節では、これらの概観を前提に、現在のEUが直面している課題を、その規定要因の変容から探ってみたい。

2 現代における規定要因の変容

まずドイツ問題について言えば、それは現代においてもなくなったわけではなく、陰に陽にヨーロッパ統合の在り方を規定している。それは、ユーロ危機を通じて、ドイツの力が突出したことにより、再燃したとも言えよう。緊縮財政の旗振り役であり、実際に通常のEU予算からユーロ危機時の支出や信用供与に至るまで、EU・ユーロ圏内で最も大きな貢献をするドイツの意向は、誰も無視できないものであり、資金・信用供与の際に緊縮財政などのコンディショナリティー（条件）を課される側からすると、同国が権力体そのものに映るのは当然である。

ただし、ドイツ問題の切迫度は、時代によって相当に上下する。たとえば、21世紀の初頭、ドイツはまだ自身の統一のコストを吸収しきれておらず、軍備も古びて、対外的に力を投射する意志も能力も備えていなかったことから、「ドイツ問題外」などと揶揄されていた⁽³⁾。ユーロ危機のさなかにあっても、伝統的に対独猜疑心の強いポーランドのシコルスキー外相がより強力なリーダーシップの発揮を強く要請するなど⁽⁴⁾、かつての脅威感は見えない。さらに言うと、世界政治経済において、EU諸国がプレゼンスや影響力を確保しようとするならば、域内における強大国ドイツの力が必要なこともまた確かである。また最後に、人口動

態からすると、少子高齢化が進み、人口ボーナスの見込めないドイツが、たとえばそのような傾向の薄いフランスに対して、将来においても常に一極集中を保ってられるか、疑問なしとしない。

したがって、現代において「ドイツ問題」と言っても、20世紀までのそれと性格を異にしていることを念頭におかねばなるまい。そのうえで、いま現在そうであるように、ドイツの力が、他国の力や意志が弱体であるのも手伝って、突出している時代はある。そしてそうである程度に応じて、その力の緩和に役立つEUの存在事由は消えていないことになる。

他方、もうひとつの規定要因である冷戦は、翻ってみると、イデオロギーと地政学という2つの要素を内包した全面的な闘争だったと言える。

それはもちろん、一面では、資本主義と社会主義の間のイデオロギー的な戦いであった。自由主義陣営と共産主義陣営の戦いは、それぞれの体系的な教義に基づいてなされ、それゆえに、米ソ首脳から追従国における大学の教室までの縦軸において、また世界各地における体制間競争として横面で広がりながら、全面化せざるをえなかった争いであった。

しかしそれは同時に、アメリカとソ連という超大国の間に生じた、力に基づく地政学的な争いでもあった。この権力政治的な側面を徹頭徹尾注視していたのは、フランスのド・ゴール将軍かもしれない。もともと私的会話でソ連（人）をロシア（人）としか呼ばなかった彼は、とりわけ1960年のU2事件（ソ連領空を侵犯した米偵察機を撃墜）で米ソが手打ちをしたあたりから、米ソ間の（イデオロギー対立ゆえの）戦争不可避性など信じておらず、冷戦とは東西陣営の間とそれぞれの陣営内における勢力争いでしかないの見切っていた⁽⁵⁾。

この2つの要素のうち、後者の地政学的な争いは、2014年以降、ロシアがウクライナに対して発揮した攻撃性により、いまや復活した感がある。冷戦終結時に東側に移行した東西の境目であって、お互いの緩衝地帯として陣地取りの対象となるウクライナは、ロシアのプーチン大統領の目からすると、西側に属してはならない存在であろう。したがって西への傾斜を鮮明にしたポロシェンコ政権ができると、まずクリミア併合を強行し、東部ウクライナへの軍事介入を強め、いまもウクライナの不安定化を試みている。これらは、冷戦後に積み上げた領土保全（やそれと関連する核兵器）に関する合意をないがしろにし、現状を暴力的に変更しようとすることから、東西対立は抜き差しならないものとなった。とりわけ、ロシアがそうしたウクライナに対して介入や併合に乗り出す際、ロシア系住民の保護を公的理由に掲げた点は、同様にロシア系住民を多く抱えるバルト三国を中心に、強烈な警戒心を惹起した。これらの国では、伝統的な脅威であるロシアが力を行行使し始めたのに合わせ、それに対する備えを急ぐ傾向がみられる。

ただし、伝統的な権力闘争、勢力圏争いの様相を呈するこの新しい東西・米ロ対立には、かつて冷戦が持ち合わせていたイデオロギー的な体系性がみられない。現代におけるイデオロギー対立は、まったく別の次元から沸き起こってきているのである。

それは、西欧近代とイスラム原理主義との間の根本的な差異に根ざしたものである。この差異は、理念体系としての共産主義が西欧近代の延長上で出てきたものであることに照らすと、より大きいものに映るかもしれない。7世紀に書かれたコーランの言辞が神聖視される

イスラム原理主義の教義において、個人主義、資本主義、自由民主主義といった価値は、概して普遍的なものではなく、西欧近代に特有のものとして認識される。さらに、時にそうした価値の浸透がムスリムへの攻撃とみなされ、「防衛」的な反応として、テロなどの暴力行使に至ることもある。

もちろん、そのような暴力的な行為に至るまでには、パレスチナ紛争に対する「ダブル・スタンダード」からイラクやアフガニスタンにおける民間人の殺傷、あるいは預言者ムハンマドに対する「侮辱」まで、世界政治において「不正義」とみなされる多くの要因が介在することになり、その意味で政治的な対応が不可能なわけではない。しかしながら、同時に、宗教上の寛容、表現の自由、男女間平等など、西欧近代が培ってきた多くの基本的価値を、アッラーの教え（の一部）を絶対視することで、体系的に軽視する原理主義的な勢力がいるのも事実である。2001年9月11日に同時多発テロを起こしたアル・カーイダや、最近ではいわゆる「イスラム国」（以下IS）を名乗り、シリアやイラクにおいて支配を拡大している勢力はその例だが、これらは、それ自体、テロや人質殺害などを通じて脅威となるだけでなく、ヨーロッパに住む（多くの場合、移民2世、3世の自国の）市民が共鳴する対象ともなっており、2015年1月にパリやコペンハーゲンでみられたように、域内で自国民がテロを起こす（いわゆるホーム・グロウンの）事件も、実際にしばしば起きようになってきている⁶⁾。

こうして、イスラム教原理主義と西欧近代には、価値観をめぐる争いから暴力行使を含む闘争まで、体系的な対立が見受けられる。これは、21世紀に入って激化した、新しいイデオロギー対立なのである。

上記をまとめると、戦後のヨーロッパ統合の規定要因のうち、ドイツ問題は、切迫度の上げ下げはあり、相当に相対化されつつあるものの残存している一方、東西冷戦の地政学的要素は、ロシアの攻撃性の復活により再興したように映るのに対し、そのイデオロギー的な要素はイスラム原理主義の興隆により取って代わられたと言えよう。

3 ユーロッパの制度的資源と限界

このようにヨーロッパをめぐる環境が変容するなか、それらへの対応を図るうえでヨーロッパがもつ制度的な資源にはいかなるものがあり、どのような限界を抱えているのか、本節では概観してみたい。

現代のヨーロッパが制度的に手にしている主要な資源は、EU、NATO、OSCE（欧州安保協力機構）、CE（欧州評議会）、そして各国（政府）であろう。これらは、すべてでもなく、調和的・計画的に作動しているわけでもなく、時に互いに齟齬をきたすが、上記のような課題に照らして、政治的意志決定者が思い浮かべ、分業を試みる主たる政策資源となっている。

このなかで、EUの中心性は疑いえない。現在28カ国と約5億人を束ね、世界最大の市場をなし、それをバックに、貿易政策からグローバル・スタンダードの設定まで影響力を行使している⁷⁾。またうち19カ国が、世界でも有力な通貨ユーロを共有・運営し、通貨政策上の交渉力やプレゼンスを確保している。

ここでのポイントは、EUによって、加盟国が一国では保全しえない影響力を手にしている

点であろう。言ってみれば、EUは各国が共同で浮上する権力装置なのである。この側面は、EUが、日本のみならず本場のヨーロッパにおいて概して「平和」の観点から語られる傾向があったのに対して、異なる視点を提示し、いまや域内で戦争が不可能になった現在においても、EUが生き長らえている理由の一端を示してくれる⁽⁸⁾。

実際、EU加盟国のエリートと話してみれば、EUが崩壊するといった（ときに日本でみられる）言説⁽⁹⁾がいかに現実離れしていて、逆にどれほどその存在を前提に統治を考えているかわかるであろう。とりわけ、ユーロ危機を通じて明らかになったように、ドイツの力が突出して映れば映るほど、その力をつなぎとめる先として、EUは——自身の過大な力を自ら不安視するドイツにとってすら——不可欠となる。また、EUは、その創出期から伝統的に地政学的な意味でのロシア（ソ連）に対峙してきた面もあるわけで、再興してきたロシアの脅威についても、いかに困難ではあれ、その伝統に沿って、EUとして結束して対応を試みるほかない。その意味において、現代に突きつけられている諸課題に対しても一定程度有用な装置として、今後も重宝されよう。付言すれば、新EU大統領にポーランド出身で、相対的に対口強硬派であるトゥスク氏が就任したことは、EUが対口関係をいかに重視しているかを示すひとつのシグナルと言ってもよからう。

もちろん、新しい挑戦でもあるイスラム原理主義への対応など、EUに問題がないわけではない。それについては、次節で課題のかたちでまとめて論じることにした。

他方でおそらく、最も目に見えるかたちで息を吹き返したのは、NATOであろう。プーチン下のロシアが、軍事的にウクライナに介入すればするほど、従来から軍事安全保障をつかさどってきたNATOが前面に出て対応に当たるのは、ごく普通のことである。それは、ソ連という主敵がなくなり、方向感覚を喪失していた冷戦終結後の十数年からすると、顕著に復活を果たしていると言えよう。ウクライナの次はわれわれかと懸念を深めるバルト三国は、EUととりわけNATOへの加盟を21世紀の初頭に果しておいてよかったと、いま心底、胸をなでおろしている。と同時に、にわかに軍備拡張を進め、NATOの枠に拠る抑止が信頼性に足るものであることをなんとかアピールしようとしている。

ただし、ロシアという脅威が復活したことでNATOの結束が万全となったかという、事はそう簡単でもない。というのも、ヨーロッパ各国の間の対口脅威感にばらつきがあるからである。もちろん、冷戦後に積み上げたさまざまな原則を、現在のロシアがないがしろにしていることについては、各国ともに危機感を募らせているものの、ロシアに対するエネルギー依存度、地理的な近接性、歴史的な侵略の有無、あるいはウクライナに対する信頼度合いなど、さまざまな要素によって、実際どこまでウクライナに介入すべきか、ヨーロッパ諸国のなかに温度差が相当残っている（一例として、ポーランド出身のトゥスクEU大統領とイタリア出身のモゲリアーニEU外相の間の対口姿勢の違いを想起されたい）。

同時に、米欧もちろん一枚岩ではない。2005年、当時のドイツ首相シュレーダー氏が、「NATOは大西洋のパートナーが議論し、戦略を調整する中心的機関ではなくなっています」⁽¹⁰⁾と述べた時点をボトムとすると、やや上向きであろうが、冷戦の全面的な対立がもたらした高度な紐帯は大西洋の間にはもはや存在しない。その一因が、アメリカ自身の内向き

志向、国内（経済）優先、（外への）介入疲れにあることは言うまでもない。

さらに言えば、NATOという軍事機構が、イスラム原理主義にどこまで有効なのか、心もとない。ISへの空爆などの軍事介入はいまのところ、NATOの枠ではなく、（そうは言わなくとも）「有志連合」のかたちでなされており、それには加盟国間の足並みの乱れなど、それなりに理由がある。また、たとえ足並みをそろえたとしても、NATOの軍事介入が、治安維持や社会サービスなどの疑似国家機能を果たし、域内外から人を惹きつけるなど一定の魅力をもつISに対する最良の対応かどうかは疑問なしとしない。付言すれば、NATOは、その対外軍事的なつくりからして、イスラム原理主義に走るヨーロッパ域内の若者に対する対策たりえない。

次に、OSCEについて言えば、この組織はロシアが比較的中立的として信頼する唯一とも言ってよい全欧的制度資源であろう。従来も多くの選挙監視団を派遣した実績もあり、今回のウクライナ紛争における停戦監視にも、この組織が使われてきた。しかしながら、これは典型的な政府間協力組織でもあり、強制性に欠けることから、紛争現場（近く）にいて目となり耳となる機能を果たしていても、なかなか紛争の芽を摘む役割までは期待できない。加えて、その機能は、基本的に加盟国のなかで内戦状況になった国への停戦監視や紛争後社会における選挙監視などに限られ、イスラム原理主義の興隆に対する有効打に乏しい。

また、CEは、ロシアを含む全欧47加盟国の人権状況に対して、人権裁判所の判決からCEメンバーシップ停止・剥奪まで、さまざまな制度的資源を持ち合わせている。2014年春以降のウクライナの状況を踏まえ、CEはロシアに対し、その議員代表団のCE議員会議における資格を停止し、それに対して、ロシアの代表団はCEからもろとも脱退すると応酬し、対立が続いている⁽¹¹⁾。これは、ロシアの対ウクライナ政策に対する国際社会の不快感を明瞭なメッセージとして送り届ける機能はあろうが、いかんせん、ロシアにとっては除名されようが資格停止になろうが、痛くもかゆくもない制裁にすぎない。他方、CEには、イスラム原理主義（やその反動としてのキリスト教原理主義）に対しては、表現の自由や男女の平等などの保全を図り、自由民主主義的な価値の一守護者として静かに機能する余地は残されている。ただし、すでに触れたように、そうした価値が普遍的なものではなく西欧近代特有のものとして、イスラム原理主義に排撃され、逆機能する可能性までは否定できない。

こうしたヨーロッパ次元の組織とは別に、各国の政府は、それらと時に分業し、またある時には競合しながら、いまだに豊富な政策資源をもつ最重要のアクターだと言えよう。現代ヨーロッパにおいて、ドイツが最も力をもち、注目されるアクターであることについては、すでに述べた。フランスは、緊縮財政などについてはドイツと異なる政策志向を帯び、緊張関係がないわけではないが、そのドイツと伝統的に協調関係にある。たとえば、対ロシア・ウクライナ政策については、ミンスクにおける2015年2月の停戦合意の際にみられるように、ロシアとの全面対決の回避に向けて、独仏両国は緊密に連携している。これは、EUをバックに意識した行動であるものの、EUの共通外交・安全保障政策（CFSP）とは別途の、独仏首脳独自の大国外交イニシアティブの例である。他にも、対イラン核不拡散の外交努力においては、機能的な連携が米英仏口中にドイツを加えた6カ国の枠で進んだように、いつでも異な

るかたちの各国協調はありうるし、また各国は、そうした連携や組織とは無縁な単独行動をいつでもとりうるのである（2015年2月にハンガリーのオルバン首相が欧米による制裁対象であるロシアのプーチン大統領を招聘した事例を想起されたい）。なお、こうして各国の対応が異なりうるのは、イスラム原理主義に対しても同様であろう。内に抱えるムスリム人口や外にあるイスラム原理主義への地理的・心理的距離によって、国ごとに脅威感が異なるからである。

以上をまとめると、EUは、ドイツをヨーロッパの樁につなぎとめるのに必要であり続けている。かたやNATOは、EUともあいまって、ロシアへの対抗上、一定程度有用だが、OSCEやCEにはおのずと限界があり、各国によるイニシアティブに任されているところもある。NATOはイスラムへの対応にならず、それは多かれ少なかれOSCEやCEにも言えることである。

おわりに——EUの課題

さて、上記を受け、ヨーロッパがもつ中核的な制度的資源となっているEUは、どのような課題を抱えているのか、最後に考察して、本稿を締めくくりたい。それが、その将来を占うことにもつながるだろうからである。

まず、もともとEUはドイツ問題と東西冷戦に根深く規定されて成立したこともあり、変質しながら残存するドイツ問題と、冷戦のなかでも地政学的な要素である対ロ政策の観点からは、ある程度構えができており、ノウハウの蓄積もある。もちろん特に後者のロシア対応については、エネルギー同盟などの方向での結束を強めるものの⁽¹²⁾、EUだけで万全ということとはありえないので、NATOや独仏などの各国による抑えとの協調が必要なのは言うまでもない。

しかしながら、イスラム原理主義という新手かつ本格的なイデオロギーに対しては、EUのつくりがフィットしていない感は否めない。EU条約の根本には、自由民主主義の（「西欧的な」）理念があり、域内における人の自由移動の原則がある。またEUは、公安や警察といった国家主権に深くかかわる領域での統合はまだ日が浅く、域内の犯罪者を主体的に捕捉したり、域外から入ってくる不法移民・難民を排除する実力を十分には持ち合わせていない。それは、合法的に加盟国のどこかに入国した穏健なムスリムを、西欧的な自由・平等の価値の下で包摂し、その域内自由移動を保障することはできても、平時であれ危機であれ、過激化・原理主義化し、時にテロに走るムスリムに対処するような態勢をとれてはいないのである。いわんや、域外でISのようなかたちで勃興するイスラム原理主義勢力ないし疑似国家に直接対抗するための手立てがEUにあるわけではない。

もちろん、行政・官僚的には、EU域外ボーダー管理やセキュリティー上問題ある人物の共同取り締まりを強化するという「統合」策で乗り切ろうとする動きもみられる⁽¹³⁾。しかしながら、機微にかかわる公安情報の各国間共有は常にうまくいくわけではなく、また、たとえば地中海などの膨大な潜在的入境地域を面で抑えるほどの政策資源を、イタリアのような加盟国はおろか、EU全体でも持ち合わせているわけでない。結果的に貧弱な装備で入境を試みる事例（その多くはムスリムである）が頻発している⁽¹⁴⁾。

こうして、もし域外からの不法移民・難民や危険人物の入境を実際には止められないとすると、次に持ち上がる議題は、域内国境の復活である。これにはさまざまな段階や方法があるが、まず標的になるのが、域内の査証検査の廃止を謳ったシェンゲン協定関連の法令や実践だろう。

これは難問である。というのも、実際には、EUの基本原則である人の自由移動の原則に抵触しないでシェンゲン関連措置のみを取り出して撤廃することが難しくなっているのにもかかわらず、政治的には、排外主義的な勢力や志向が強くなっており、国境管理の復活への要請が高まっているからである。

すでに、シェンゲン関連法制からの適用除外を勝ち取っているイギリスは、保守党主導の連立政権の下、反EU・反移民を掲げる英独立党（支持者）からの圧力もあり、EU域内の（特に東欧からの）移民を規制する意向を前面に押し出した。また、フランスでは、マリーヌ・ル・ペン女史が率いる国民戦線の勢力が、ド・ゴール主義者と社会党を軸とする穏健層に対する第三極を形成し始めており、シェンゲン協定の廃止と国境管理の復活を声高に主張している。

こうしてみると、元来イスラム原理主義とは無関係に成立し発展してきたEUは現在、それが提起する問題との齟齬を内部化してきており、矛盾を深める傾向にあると言えよう。

むろん、EUが直面する課題はこれに尽きるものではない。2009年末以来この数年、世界中の注目や懸念の対象となっていたのは、域内外のイスラム原理主義の脅威というより、EUの本丸とでも言うべき単一通貨ユーロとその危機であった。2015年1月末に成立したギリシャ急進左派連合政権は、その危機を再燃させた。

この課題は、緊縮財政がデフレを助長するという経済的な問題や、EUが抱える各国ばらばらの財政と単一通貨との間の構造的な乖離という制度的な理由にも確かに因るわけだが、政治的に言えば、EUの正統性の問題とも絡むゆえに根本的なのである。

つまりEUは、単一通貨を維持発展させるため、機能的には財政同盟や銀行同盟といった面で強烈的な権限強化（すなわち統合）が求められるのだけれども、欧州議会などの民主的機関が低投票率など多くの問題を抱え、その民主的正統性は脆弱のままであり、なかなかそうした統合に踏み切れない。そのような権限がなぜEUに集中するのかという問いに対し、「皆で決めたから」という支えがないからである。実際には、正統性はそうした民主的なものに限ったものではなく、「作動しているから」（問わない）という類の消極的な機能的正統性も考えうるし、EUという存在は、おおむねその手の正統性によって、深刻に問われないできたのであったが、ユーロ危機はまさにそのEUが拠って立つ正統性に重大な疑義を突きつけてしまったのである。もはや統合すれば作動するという神話は成立しない⁽¹⁵⁾。

こうして立ち往生の感のあるEUではあるが、それゆえに露と消えるわけでもない。結局のところ、もともと民主的制御との相性の良くない（あるいは議会や民衆のチェックを強くは求められない）銀行監督などの領域で機能的統合を少しずつ進め、逆に一国民主義との結びつきが強い財政については、2012年の財政条約による授権に沿って、欧州委員会を介した相互監視を粛々と進めるほかはない。

こうして新旧課題が山積で、なかにはEUの中心性を蝕む性格のものもあるが、逆に長い目でみて課題がEUを鍛える側面もある。その意味において、EUとそれを取り巻く課題の双方に、今後もバランスよく目を凝らす必要があろう。

- (1) 本稿の射程について付言すれば、2015年1月末にギリシャ新政権が成立して以降、再発したユーロ危機に関する分析は、独立した論考が必要になるため、末尾に触れるものの、正面からは取り上げない。このトピックについては、別に書いた以下の拙稿を参照されたい。遠藤乾「統合と分断の同時進行こそ欧州の『新常态』」『中央公論』2015年4月号、144-151ページ。
- (2) 第1節については、以下に依拠したので、既読の方は、次節から読んでいただいてもよいと思われる。遠藤乾編『ヨーロッパ統合史（増補版）』、名古屋大学出版会、2014年、および同編『原典ヨーロッパ統合史——資料と解説』、名古屋大学出版会、2008年。なお、ジャン・モネと欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）については、以下も参照されたい。遠藤乾『統合の終焉——EUの実像と論理』、岩波書店、2013年、第2章。
- (3) これについては以下の拙稿でも触れた。遠藤乾「拡大ヨーロッパの政治的ダイナミズム——『EU-NATO-CE体制』の終焉」『国際問題』第537（拡大ヨーロッパ特集）号（2004年12月号）、8-22ページ。
- (4) Radoslaw Sikorski, “I fear Germany’s power less than her inactivity,” *Financial Times*, 28 November 2011.
- (5) 前掲書『原典ヨーロッパ統合史』、史料5—8、365ページ以下参照。
- (6) さらに言えば、なかには、そうしたイスラムのヨーロッパへの浸透を、逆にキリスト教世界への侵略と位置づけ、自らキリスト教原理主義化する、まるで鏡写しのようなヨーロッパ人も散見される。ノルウェーにおいて自国民を77人も殺害したブレイヴィックはその極端例であろう。遠藤乾「素顔のブレイヴィック——ノルウェー連続テロ実行犯の政治的人格」『Webronza』2011年8月16日 (<http://webronza.asahi.com/politics/articles/2011081500006.html>) 参照。
- (7) これについては、遠藤乾・鈴木一人共編『EUの規制力』、日本経済評論社、2012年を参照されたい。
- (8) 前掲書『統合の終焉』、第1章参照。
- (9) たとえば、浜矩子『分裂する欧州経済——EU崩壊の構図』、日本経済新聞社、1994年、および同『EUメルトダウン——欧州発世界がなくなる日』、朝日新聞出版、2011年参照。
- (10) 前掲書『原典ヨーロッパ統合史』、史料9—28、706-707ページ参照。
- (11) 1996年の加盟以来、ロシアの人権状況に対しCEがどうかかわったのかを含め、Vaughne Miller, “Russia and the Council of Europe,” Briefing Paper, SN/IA/6953, UK Parliament (last updated: 5 March 2015) を参照されたい (http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=6&ved=0CEgQFjAF&url=http%3A%2F%2Fwww.parliament.uk%2Fbriefing-papers%2Fsn06953.pdf&ei=2HcgVYrUllnv8gWeloD4CA&usg=AFQjCNEUaa_WvXtlzyr6eGAiLBQ462Tcdg&sig2=aNQUNi2Te6RPFa4O2BSLNQ)。
- (12) エネルギー同盟については、European Council meeting (19 and 20 March 2015) - Conclusions, European Council, EUCO 11/15, Brussels, 20 March 2015, Section I (<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-11-2015-INIT/en/pdf>). 他にも、(たとえばバルト三国など) EU内のロシア系住民に対し、どのような(ロシア系の情報に染まらない)対抗メディアをEUとして形成すべきかという検討が始まっている。EU議長国の運営を担うラトヴィア外務省担当局長とのインタビュー、リガ、2015年2月6日。
- (13) バリにおけるシャルリ・エブド事件の後、ラトヴィア議長国のイニシアティブで開かれた非公式欧州理事会での以下の総括を参照されたい。Informal meeting of the Heads of State or Government Brussels, 12 February 2015 - Statement by the members of the European Council (<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/02/150212-european-council-statement-fight-against-terrorism/>).

- (14) 2014年に欧州委員長に就任したユンカー氏は、就任前から欧州域外国境管理庁（FRONTEX）の強化を含めた新移民政策を訴えていたところ、2015年3月の欧州理事会は、それに向けた具体的な委員会提案の提出を歓迎するとしている。Jean-Claude Juncker, Candidate for President of the European Commission, “A New Start for Europe: My Agenda for Jobs, Growth, Fairness and Democratic Change,” Political Guidelines for the next European Commission, Opening Statement in the European Parliament Plenary Session, Strasbourg, 15 July 2014, point 8 (http://ec.europa.eu/priorities/docs/pg_en.pdf#page=10); European Council meeting (19 and 20 March 2015) - Conclusions, op. cit., point 16.
- (15) 本文中要約的に述べた点については、冒頭に挙げた遠藤「統合と分断の同時進行こそ欧州の『新常态』」のほか、前掲書『統合の終焉』、第9章を参照されたい。